

令和4年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見書

高山市監査委員

5 監 査 第 4 7 号  
令和5年8月23日

高山市長 田 中 明 様

高山市監査委員 笠 原 旦 彦  
高山市監査委員 日 野 寿美子  
高山市監査委員 伊 東 寿 充

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり審査意見を提出します。

# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

## 第2 審査の期間

令和5年7月25日から令和5年8月9日まで

## 第3 審査の方法

審査の実施にあたっては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準 ※	財政再生基準
(1)実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	- (黒字)	11.92	20.00
(2)連結実質赤字比率	- (黒字)	- (黒字)	- (黒字)	16.92	30.00
(3)実質公債費比率	4.7	5.0	5.5	25.0	35.0
(4)将来負担比率	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	- (将来負担なし)	350.0	

※ 早期健全化基準は令和4年度における数値

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、前年度に引き続き算定されない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3か年の平均である。

令和4年度は4.7%で、前年度に比べ0.3ポイント減少し、財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準25.0%を下回っており、良好な状態が維持されている。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、現時点での一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

地方債残高の将来負担額より充当可能財源が多いため、将来負担比率は算出されない。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会計名称	令和4年度	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0
観光施設事業特別会計	— (資金余剰)	— (資金余剰)	— (資金余剰)	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

各公営企業会計において資金不足額がないため、前年度に引き続き算定されない。

## 3 審査意見

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、健全な状態を維持している。

今後も、社会経済情勢等を注視しつつ、第八次総合計画及び行政経営方針に基づく着実な事業の推進を基本とし、歳入の安定的な確保と歳出の適正化に取り組み、健全な財政運営を進められたい。

(参考) 算定対象会計

一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	学校給食費特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	↓	↓	↓	↓	↓	
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)						
		介護保険事業特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	↓	↓	↓	↓	↓
			下水道事業会計					
	法非適用企業	地方卸売市場事業特別会計	↓	↓	↓	↓	↓	↓
		観光施設事業特別会計						
	一部事務組合・広域連合	古川国府給食センター利用組合		↓	↓	↓	↓	↓
		岐阜県市町村会館組合						
岐阜県後期高齢者医療広域連合								
地方公社・第三セクター等	高山市土地開発公社		↓	↓	↓	↓	↓	